県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県単独中小企業設備貸与事業に伴う資金貸付制度要綱(以下「要綱」という。) に基づき公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「支援機構」という。) が実施する県単独中小企業設備貸与事業(以下「事業」という。) の円滑化を図るために必要とする経費に対する補助金(以下「補助金」という。) の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年規則第25号。以下「規則」という。) によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で行う。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の交付対象は、支援機構が事業の円滑な実施を図るために、貸倒れに 備える資金とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表によって算出した額のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 支援機構は補助金の交付を受けようとするときは、様式1による補助金交付申請 書を知事に提出しなければならないものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を支援機構に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 支援機構は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知 書を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない ものとする。

(計画の変更等の承認)

- 第7条 支援機構は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式3又は様式4による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないものとする。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第8条 支援機構は、補助金の取崩状況について、様式5による取崩状況報告書を会計年 度終了後すみやかに知事に報告しなければならないものとする。

(補助金の請求及び支払)

- 第9条 補助金の交付について、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができる ものとする。
- 2 支援機構は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式6による補助 金概算払請求書又は様式7による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない ものとする。

(実績報告書)

- 第10条 支援機構は、補助事業の実績について、様式8による実績報告書を会計年度終了後10日以内(ただし、第7条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内)に知事に提出しなければならないものとする。
- 2 支援機構は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式9により通知するものとする。
- 2 知事は、支援機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超 える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとす る。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金に係る経理)

- 第12条 支援機構は補助金を金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないものとする。
- 2 支援機構は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、 かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後8年間保存しな ければならないものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、支援機構が規則又は本要綱若しくは補助金交付決定通知書に違反した ときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。また、 補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、速やかに当該取消しに係る補助金を返還させるものとする。

(非常災害等の場合の措置)

- 第14条 支援機構は、非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難となった場合には、当該地域の被害状況を調査し知事に報告しなければならないものとする。
- 2 前項の報告があった場合において、知事は支援機構に対し必要な指示をすることとする。

附則

この要綱は、平成15年9月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に交付 決定された補助金については、なお、従前の例による。

【別表】

算式 小規模企業者等設備貸与事業における補助率(A)×事業実施年度における県単 独中小企業設備貸与実績額

(注:

- ・Aは、当該年度の小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金額を当該年度の小規模 企業者等設備貸与事業の実績額で除した値とする。
- ・小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号イに基づき支援機構が実施する小規模企業者等設備貸与事業の円滑化を図るために必要とする経費に対し、小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱に基づき交付する補助金をいう。
- ・算式により求められた額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。